

議 長 日程第2「認定第2号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。国保の被保険者は令和5年度末で2,134人となっております。さらに国保加入者の約5割が65歳以上という状況でございます。また、平成30年4月からは国保制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体として参入しているところでございます。

令和5年度の決算でございますが、228ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額12億2,624万4,876円、2、歳出総額11億9,183万6,215円、3、歳入歳出差引額は3,440万8,661円で、同額が実質収支額となっております。

議 長 ちょっと待ってください。すみません。タブレットが開けられない方、大丈夫ですか。追いついていますか。定例会4日目のところに入っています。大丈夫ですかね。いいですか。紙のほうでも追いついているかな。いいですか。はい、すみません、続けてください。

町 民 課 長 この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金を1,900万円といたしました。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。230、231ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、国民健康保険税、予算現額2億3,022万、収入済額2億2,962万7,574円、不納欠損額は157万3,500円、収入未済額は3,228万484円となっております。国保税の収納率につきましては、現年度分が96.09%で、前年度比較0.35ポイントの増、滞納繰越分が18.88%で前年度比較4.45ポイントの減となり、全体では87.2%、1.9ポイントの減となりました。差押えにつきましては、18件、559万2,408円で、内訳は給与3件、預貯金8件、年金2件、その他5件となっております。

不納欠損の内訳ですが、5年経過した消滅時効によるものが11件、生活保護などの理由により執行停止として3年経過したものが20件、計31件となっております。なお、参考といたしまして、令和6年4月から7月末までの滞納繰越

分の収納状況につきましては、186万3,165円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料につきましては、保険税督促手数料でございます。

次の232、233ページを御覧ください。款の3、県支出金につきましては、制度改革により神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付金を受けております。予算現額8億9,969万8,000円、収入済額8億6,155万3,017円、普通交付金が主に保険給付費に充てられ、特別交付金は保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金分、特定健診等負担金分となります。

款の4、財産収入につきましては、財政調整基金積立金利子でございます。

款の5、繰入金につきましては、予算現額1億1,251万4,000円、収入済額1億426万6,960円、款・項ともに一般会計繰入金につきましては、国・県の国民健康保険基盤安定制度負担金が充当されております。節の1から5までは法定繰出金基準に基づき一般会計から繰り入れた交付税措置された法定分でございます。節の1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険料軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1で、国と県の負担分を一旦一般会計で受け入れ、町の負担分と合わせて繰り入れるものでございます。節の2、職員給与費等繰入金は、職員2名辺の給与費と事務費分でございます。節の3、出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金の3分の2が繰り入れされるものでございます。節の4、財政安定化支援事務繰入金ですが、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で繰り入れをして、国保会計に繰り入れるものでございます。節の5、未就学児均等割保険料繰入金は、令和4年度から始まりました制度で、子育て世帯の支援のため、未就学児の均等割保険料のみを2分の1に減額するもので、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となります。令和5年度の実績は22件でございます。

項の2、基金繰入金、目の1、財政調整基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、県に納める国民健康保険事業納付金が1,500万円の増額、保険事業費が500万円の増額となるため財源を確保するものですが、財政調整基金の取崩

しにつきましては必要最小限となるよう努めてまいります。

234、235ページを御覧ください。款の6、繰越金、令和4年度からの繰越金は2,455万9,996円でございます。

款の7、諸収入、収入済額504万6,102円、主なものは、項の1、延滞金加算金及び過料の保険税の延滞金でございます。

項の3、雑入は、第三者行為による納付金1件と、次の236、237ページを御覧ください。目の5、雑入は、国民健康保険事業費納付金の過年度の返還金でございます。

款の8、国庫支出金、目の1、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金は、出産育児一時金の給付額の引上げに対して市町村における国民健康保険事業運営の安定化を図ることを目的として国から交付されたものでございます。

目の2、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、マイナンバーカード取得促進の周知に対して交付されるものでございます。

最下段、収入合計の収入済額は12億2,624万4,876円でございます。

次に、238、239ページをお開きください。歳出でございます。款の1、総務費、予算現額2,551万3,000円、支出済額1,903万7,239円。支出の主なものは、備考欄の職員給与費では職員2名分の人件費、一般管理経費では被保険者証の発行に係る郵送料などの一般的な事務経費、国保連合会に関する団体負担金、レセプト事務員等会計年度任用職員3名分の報酬でございます。

一番下段の項の2、徴税费ですが、次の240、241ページを御覧ください。納税通知書等を発送するための通信運搬費等でございます。項の3、運営協議会費は、国保運営協議会委員6名分の報酬でございます。

款の2、保険給付費、予算現額8億6,755万4,000円、支出済額8億2,912万2,035円、前年度比較約13.9%の増となっております。新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、医療費は原則自己負担となったことなどが推測されます。コロナ前の平成30年度よりは低いものの、被保険者の高齢化が進んでいることや、医療技術の高度化により依然として高額なところで推移しており、被保険者1人当たりの医療給付費は43万3,812円となっております。

次の242、243ページを御覧ください。項の2、高額療養費は、支出済額1億1,256万5,951円、前年度比較約26.4%の増となっておりますが、医療給付費と同様に依然として高額で推移しております。

項の3、移送費、支出済額9万552円、移植用臓器の運搬に要したものでございます。

項の4、出産育児諸費の出産育児一時金につきましては、2件分でございます。

項の5、葬祭費につきましては、葬祭費として1件5万円で18件分でございます。

次の244、245ページをお開きください。款の3、国民健康保険事業費納付金は、平成30年度の国保制度改革で設けられたものでございます。予算現額3億1,928万9,000円、支出済額3億1,928万6,847円でございます。

款の4、共同事業拠出金につきましては、次の246、247ページを御覧ください。国保連合会で作成する退職被保険者等のリスト作成に係る国保連合会への拠出金でございます。

款の5、保健事業費につきましては、予算現額2,262万1,000円、支出済額2,011万5,587円でございます。

項の1、保健事業費、目の1、保健普及費では、人間ドックの補助金1件2万円で、受診者67名分の支払いと、管理栄養士として会計年度任用職員1名分の報酬などがございます。

目の2、国保ヘルスアップ事業費につきましては、予算現額900万、支出済額834万3,755円、平成30年度から本格化した保険者努力支援制度に係る事業として実施したものでございます。

説明欄を御覧ください。データヘルス計画に基づき、被保険者の健康保持・増進のための事業として、0101、糖尿病性腎症重症化予防事業、0102、地域包括ケアシステム推進事業、次の248、249ページを御覧ください。0103、特定健診未受診者対策等事業、0104、早期介入保健指導事業を実施いたしました。これらの事業に従事する保健師や健康教育の講師等に係る報償費、委託料などを

算出しております。

項の2、目の1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導に関する費用や、医療費通知の発行などに関する経費でございます。

款の6、基金積立金につきましては、支出済額101万2,427円、財政調整基金積立金の利子でございます。

款の7、諸支出金、支出済額326万2,060円、250、251ページを御覧ください。諸支出金につきましては、償還金利子及び割引料で、保険税の還付金及び還付加算金でございます。

款の8、予備費につきましては、遡りの国保資格喪失により過年度還付が発生し、予算が不足したため充用いたしました。

最下段、歳出合計欄を御覧ください。支出済額11億9,183万6,215円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 番 北 村 ありがとうございます。差押えの件数などお聞きしてもですね、限られた人員の中でかなり御尽力いただいていると思いますが、それでも滞納繰越分の徴収率が前年割れしてしまったというのはとても残念なことかと思えます。

そこでお伺いします。その原因とですね、今年度の対策はどうお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

町 民 課 長 滞納繰越分が低くなってしまった理由についてですが、改めて確認いたしますと、すみません、滞納者への滞納につきましては、督促状の発送、あと電話催告や催告書を送付したり、あとは個別に訪問をしたり、あとは預貯金照会電子サービス化サービスにより金融機関へ照会をしたりしております。あと、税務課との連携に…すみません。税務課の税目も滞納している同一の滞納者であれば、一括して預貯金照会等をしたり、税務課と合同で訪問して督促をしたり、毎月収納対策会議というのを開催いたしまして、情報交換や対策について情報共有をしております。

前年より下回ってしまった原因は、死亡してしまって、相続人もまたさらに死亡されてとって、ちょっと徴収ができなかったり、あとは生活困窮者でもう差し押さえる財産もなく、分納の約束をしていますが、それが履行されなかったりとか、そういったことが主な原因でちょっとなかなか徴収が厳しかったというのが原因だと思われます。以上でございます。

1 番 北 村 ありがとうございます。今年度…昨年…違うか。税務課のほうで預金照会、金融機関の預金照会がオンラインでできるようになったというところをお聞きして、かなりこれって従来よりもですね、事務量としてはすごい効率よくなったとは思いますが、そういったところは保険税ですので、お互い税ですのでね、オンライン照会とかというのは使えると思いますので、そういったところも含めて預金照会をして、滞納繰越分を圧縮するよう、よろしく願いいたします。

またですね、滞納者、どうしてもいろんなところ、国保だけじゃなくて、税金もだよとかって、あとは料金ですね、料金も重なっている方が多いと思いますので、全庁的に会議を行っているという、情報共有も行っているということだと思いますけれども、今後圧縮に努めていただけますよう、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ほかには質疑ございますか。

1 2 番 寺 嶋 1点目、決算の資料でね、被保険者が2,228人となっていて、課長の報告だともっと減って、2,134人というんですけども、これは現在の被保険者の数なんでしょうか。そうしますとね、1人当たりの医療費というのは、もっとね、これ、保険税に対して医療費もね、もっと1人当たりの医療費というのがね、多くなるように…なると思うんですけどね。その辺の関係はどういうふうになる…なるでしょうかね。

あとはですね、当然今回は医療給付費が相当伸びているということで、主な要因としては高額療養費が相当増えたようなんですけども、実際、保険給付費の件数はね、前回より減っていると思うんですがね。主な減としてはどのように、どのようなことがね、考えられるのか、お伺いします。

当初、それで当初5年度予算組むときに、医療費、大体1か月幾らと、1人当たり、月々どのくらいかかるとか見込みしてられると思うんですけども、それより相当ね、今回見込みより増えたと思うんですけども、その当初見込みに対してどうだったのか、そういうことをお伺いします。

最後に…あ、最後じゃないや。あと、233ページ、財政調整基金繰入金の関係で、これは県に借入金分を返済が1,500万円と、プラス500万円というのは、これ、何だったかな。ちょっと聞き漏らしたのでね。

それで、今後、これ、県借入金は、当面県からの借入金はずっと返していくと思うんですけども、これ、いつぐらいまでに、来年で、年何千万ぐらい返すのかね。その辺の見込みを伺います。

あと最後に、財政調整基金ということで、一応財政調整基金が国民健康保険診療所と国民健康保険特別会計…保険事業特別会計と一緒にしているんですけども、基金がね、1,900万円を繰り入れ…繰り入れしてますよね。それで、なおかつあとは出費してますので、実際そうしますと国民健康保険事業会計のほうの財政調整基金繰入金…繰入金じゃない、財政調整基金は現在、差引で幾らなっているのか、分かりましたらお知らせください。以上。

町 民 課 長 ただいまの質問ですが、まず被保険者の数でございますが、令和5年度末で2,140…失礼いたしました。2,134名でございます。

そして、1人当たりの…（「出てなきゃいいです。」の声あり）出てます、すみません。すみません、被保険者1人当たりの医療費は、医療給付費は43万3,812円でございます。

あと、給付費の増加の原因ということですが、被保険者もやはり高齢化しておりまして、医療がかかるものが増えているということと、あと、考えられますのは、医療技術が高度化していて、医療費そのものがやはり高額になっているんじゃないかというふうに思います。

それと、保険給付費の当初予算との乖離はということだったんですが、こちらは医療給付費の当初予算が8億6,755万4,000円で、支出済額が8億2,912万2,035円となっております。不用額3,843万でございますが、医療費、やはりな

かなちちょっと読みづらいところもありますので、予算内で支出ができたので、それほどすごい乖離ではないかなとは思っています。

あとですね、財政調整基金プラス500万の理由は、データヘルス計画の委託料でございます。

それとあと、県の返済のことを伺われたと思うんですけれども、すみません、県に納める国民健康保険事業納付金1,500万のことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり) ごめんなさい、こちらは違います。すみません。5,000万の借入のことでよろしいでしょうか。はい、すみません。こちら平成30年度から令和4年度までで、毎年1,000万ずつ返済して、もう返済のほうは終わってございます。

あと、財政調整基金の関係を御質問なさったかと思うんですけれども、今、診療所と一緒に、国保診療…財政調整基金の国保と診療所の内訳でよろしいでしょうか。(「はい」の声あり) 5年度末で、年度末の数字でございますが、国保分が3億309万967円、診療所分が6,622万9,762円でございます。国保分が3億309万967円でございます。診療所分が6,622万9,762円でございます。国保分が3億309万967円でございます。診療所分が6,622万9,762円でございます。以上でございます。

1 2 番 寺 嶋 一応確認で見て。保険給付費が1億円以上ね、前年度より増えたということで、主な要因としては、高額療養なんだけども、最近の医療技術の関係で保険給付費というか、医療費がね、上がっているようだということですよ。当初見込んだ分としては、一応保険税内で収まっていますけども、見込んだ分からはやっぱり相当上がっていますよね。その辺もう一度、もう一回確認します。

町 民 課 長 保険給付費の関係でございますが、特に補正予算等もしておりませんので、おおむね見込みどおりかなというふうに思っております。

1 2 番 寺 嶋 医療費のほうの給付費、大幅な伸びということの主な理由をね、もう一回ちょっと確認したいと思います。

町 民 課 長 医療費の伸びということでございますが、やはり国保の加入者自体、医療に、医療費がかかるであろう高齢者がまず多いということで、医療費がかさむとい

うこともあると思いますし、あと、先ほど申し上げましたように医療費自体が、診療報酬の点数自体が高いものがありますので、そういったものが増えた原因かと思っております。

12番 寺 嶋 終わります。
議 長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声です。討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第2号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。